

武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者等対策協議会 会則

（目的及び設置）

第1条 武蔵小杉駅周辺地域において、大規模な地震が発生した場合の滞在者の安全確保に向けて、都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日 国都まち第21号。以下「要綱」という。）第2条の2により作成されたエリア防災計画の改定及び当該計画の実施に係る連絡調整等を行うため、要綱第2条の規定に基づき、武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者等対策協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）エリア防災計画の改定に関すること。
- （2）エリア防災計画に基づく訓練、啓発の実施に関すること。
- （3）その他武蔵小杉駅周辺地域における震災時の混乱防止及び帰宅困難者対策に関すること。

（構成）

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に座長をおき、委員の互選により選任する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる関係者及び座長が協議上必要と認めた者をもって充てる。

（協議会）

第4条 協議会は、必要に応じて座長が招集し、議長となる。

- 2 委員は、協議会に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該委員は、会議に出席したものとみなす。
- 3 座長は、必要と認める場合、委員の他に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。

（書面による議事）

第5条 座長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

（議決権の委任）

第6条 会議に出席できない委員は、書面をもって表決することができる。この場合においては、その委員は出席したものとみなす。

（協議結果の尊重）

第7条 会議において協議が調った事項について、協議会の委員は、その協議

の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第8条 協議会には、座長が必要と認めた場合は部会を置くことができる。

2 部会員は、委員の属する機関の構成員、又は座長が指名するものとする。

3 部会には部会長を置くものとし、部会長は座長の指名により決定する。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

6 部会長は、必要に応じて部会員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、中原区役所危機管理担当において処理する。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附則

この会則は、令和6年6月4日から施行する。

別表（第3条関係）

武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者等対策協議会 委員名簿

構成	組織名	役職
交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社武蔵小杉駅	駅長
	東急電鉄株式会社武蔵小杉駅	駅長
	川崎市交通局自動車部運輸課	課長
	川崎鶴見臨港バス株式会社	総務課長
一時滞在施設	川崎市教育会館 総合教育センター	総務室長
	川崎市生涯学習プラザ 公益財団法人川崎市生涯学習財団	事務局長
	川崎市総合自治会館 公益財団法人川崎市市民自治財団	事務局長
	川崎市総合福祉センター 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会	事務局長
	川崎市中原市民館	館長
	川崎市立中原図書館	館長
	川崎市平和館	館長
	川崎市医師会館 公益財団法人川崎市医師会	事務長
	川崎市コンベンションホール	館長
	スーパーホテルPremier武蔵小杉	支配人
商業施設	グランツリー武蔵小杉	部長
	武蔵小杉東急スクエア	支配人
	ららテラス武蔵小杉 三井不動産商業マネジメント株式会社L S P 第二事業部運営統括課	課長
	武蔵小杉西街区ビル防災センター	所長
	イトーヨーカドー武蔵小杉駅前店	管理統括マネージャー
民間事業者	かわさき市民放送株式会社	経営管理部長
	日本電気株式会社玉川事業所	総務統括部 玉川総務部 課長
	富士通株式会社	総務本部シニアマネージャー
	学校法人大西学園	消防・防災担当
	法政大学第二中・高等学校	副校長
	日本医科大学武蔵小杉病院	副院長
地域団体	中原区自主防災組織連絡協議会	会長
	協同組合武蔵小杉商店街	理事長
警察	神奈川県中原警察署	警備課長
消防	川崎市消防局中原消防署	副署長
国	国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課 ※オブザーバー	課長
県	神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課 ※オブザーバー	課長
川崎市	川崎市中原区役所	区長
	川崎市危機管理本部危機対策担当	担当課長
	川崎市まちづくり局小杉駅周辺整備推進担当	担当課長
事務局	中原区役所危機管理担当	担当課長